

防災活動に関する事務事業の見直し（素案）について

自主防災組織の現状と課題

災害時に、地域社会が協力して被害を最小限に抑えるための共助を担う、自主防災組織の組織化率は千葉県及び全国の平均と比べて低い状態です。

令和元年実施の自治会長へのアンケートでは、自治会等で防災活動が活発でない組織があることや、防災訓練の参加人数に比べ補助額が大きいと考えられる組織も見受けられます。

自主防災組織の現状やアンケート結果から、事務事業見直しにおける防災組織の課題は、以下の3点と考えられます。

- 1 自主防災組織の組織化率の向上
- 2 防災活動の活性化
- 3 自主防災組織活動補助金の見直し

◆自主防災組織 組織化率の推移

年	組織数	組織化率 (%)		
		野田市	千葉県	全国
R3	222	47.8	68.7	84.4
R2	223	48.9	68.9	84.3
R1	223	49.8	69.1	84.1

※野田市の組織化率は各年6月1日現在

※千葉県・全国の組織化率は各年4月1日現在

1 自主防災組織の組織化率の向上

(1) 自主防災組織を結成していない理由

自治会長へのアンケートから、自主防災組織で活用する資機材の準備や自治会員の構成状況等が理由で結成されていないことが確認できます。

◆アンケート結果（複数回答可）

「自治会員の高齢化 46 件」、「防災倉庫を設置する場所がない 42 件」、

「自治会世帯数が少ない 42 件」、「防災倉庫・資機材を購入する資金がない 32 件」

(2) 自主防災組織結成への働き掛け

自治会長へのアンケートから、自主防災組織の結成に当たり、補助金を活用して防災倉庫の設置や資機材の整備が条件であるような印象を与えてしまっていることが読み取れ、

このことが自主防災組織の結成を阻害する要因の一つと考えられます。

また、結成に当たり、結成届、自主防災組織規約、自主防災組織防災計画、組織図、任務分担等の作成等が必要なため、結成の手続が負担となることも、結成を阻害する要因と考えられます。

自主防災組織における資機材の整備は、共助により地域で人命を守る（地域の方で救助を行う）上で重要です。しかしながら、地域で声を掛け合い地域内の逃げ遅れをなくすことも同じように重要であることを前面に出して、自主防災組織の結成・活動等を働き掛けてまいります。

◎自主防災組織設立の働き掛け

・自主防災組織設立手続きの簡素化（設立のハードルを下げる）

結成に関する書類の提出がなくても、地震発生時における住民同士の安否確認や、洪水に関する避難情報発令時の声の掛け合いを自治会等の取組として継続して行う場合は、自主防災組織とする。

同様に、自治会等で継続的に防災訓練を行っている場合は、自主防災組織とする。

2 自主防災活動の活性化（避難所運営委員会の設立）

アンケート結果では、自主防災組織を結成していますが、訓練を行っていない組織もありました。

災害時（特に震災時）には、市職員が被災し避難所に到着できない場合のほか、避難生活の長期化により、市職員が復旧業務に従事する場合もあり、これらの場合では、避難された皆様が主体となり避難所運営委員会を立ち上げ、避難所の運営を行う必要があります。

また、避難所運営は、複数の自主防災組織（自治会）で行うこととなります。平時から避難所運営委員会を組織し、避難所開設・運営訓練、避難所運営マニュアルの見直し等を行うことにより、災害時の避難所運営において混乱が少なくなります。

自主防災組織を組織していない小規模な自治会や、高齢化等により防災訓練を行っていない自主防災組織も防災活動へ参加することにより、避難所を中心とした地域の自主防災組織（自治会）相互の連携した防災活動が期待できます。

◎避難所運営委員会の効果

- ・発災直後から避難者による避難所の運営ができる。
- ・普段から避難所を中心とする地域内の情報の共有及び連携の強化が図れる。
- ・小規模又は高齢化の課題を抱える自主防災組織が他の組織と一緒に活動できる。
- ・自主防災組織を結成していない自治会の防災力の向上が期待できる。
- ・運営に参加した自治会を自主防災組織とし、防災力の向上を図る。

3 自主防災組織育成補助金の見直し

(1) 自主防災組織育成補助金の現状

自主防災組織育成補助金は、防災活動を行う上で必要な資機材等の整備に対する補助（資機材等補助金）と、防災活動に必要な経費に対する補助（活動補助金）に分けて交付しています。

①資機材等補助金

i) 自主防災組織を設立後、防災資機材等（一部の消耗品を除く。）の整備に対する補助

【補助内容】20万円+1,800円×構成世帯数を補助上限金額

ii) 既に資機材補助金の交付を受けている自主防災組織で、交付決定から4年を経過している自主防災組織が資機材等の修繕・購入に対する補助

【補助内容】10万円+900円×構成世帯数の金額を上限に、補助対象経費の2分の1以内の額

②活動補助金

自主防災組織が行う防災活動に必要な経費に対する補助（防災訓練を実施すること等が条件）。

補助額は、自主防災組織構成世帯数に単価を乗じたもので、単価は初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導又は被災者支援の防災訓練のうち、3種類以上のものを実施した場合に250円、それ以外は200円になります。

i) 3種類以上 250円×自主防災組織構成世帯数

ii) 2種類以下 200円×自主防災組織構成世帯数

(2) 自主防災組織育成事業補助金の課題

自主防災組織結成時に、資機材補助金を活用し資機材を整備しなければならないとの印象を与えています。

また、活動補助金は、訓練参加者の人数でなく自主防災組織構成世帯数を基準に交付しているため、世帯数の多い自主防災組織では、補助金の一部が自治会運営費に繰り入れられていることも考えられます。

(3) 自主防災組織育成事業補助金について

①資機材等補助金

資機材等の整備は、共助により地域で人命を守る上で重要であること、補助金全てを資機材等の購入に充てていることから、見直しを行わないことといたします。

なお、結成時に、資機材等補助金を活用し資機材等を整備しなければならないと捉えている自治会等に対しては、資機材等の整備は同時期でなくても良いことを伝えていきます。

②活動補助金

自主防災組織の活性化を図るため、活動補助金の見直しを行います。

i) 自主防災組織の考え方

共助として地域で人命を守る・救助を行うことに加え、災害時や災害が発生する恐れがある場合に、地域で声を掛け合い、地域内の安否確認や逃げ遅れをなくすことも重要な防災活動であることを再確認する。

ii) 自主防災組織の活性化

「組織の人数が小規模」「組織の高齢化」等の理由により訓練を行えない自主防災組織があることから、新たに組織が小規模の自治会や高齢化の自治会でも行うことができる訓練メニューを加え、組織の活性化を図ります。

【新たな訓練メニュー】

- ・避難所運営委員会への参加
- ・図上訓練の実施
- ・自治会行事と組み合わせた訓練

iii) 自主防災組織結成手続の簡略

防災訓練は、自主防災組織を結成しなくても実施することが可能であることから、防災訓練等の防災活動を実施する自治会等に対しては、市に結成届等を提出しなくても自主防災組織として補助金を交付します。

(4) 活動補助金の見直し

活動補助金の課題、新たな自主防災組織の考え方及び自主防災組織の活性化の考え方を踏まえ、次のとおりとしたいと考えております。

①補助金交付団体

既存の自主防災組織に加え、防災訓練等の防災活動を行う自治会に対し活動補助金を交付します。なお、資機材等補助金については、組織的な管理・訓練・活用が必要となるから、現行の手続を行った自主防災組織に対し交付します。

②訓練項目

- i) 現行の防災訓練
- ii) ながら防災訓練（他の行事を行いながら、安否確認、避難誘導訓練等を実施）
- iii) 図上訓練（HUG、DIG等）
- iv) 避難所運営委員会への参加

③補助金の額

現行では、自主防災組織の運営に対する費用と活動（訓練等）に対する費用を分けずに交付しているが、（i）運営に対する費用と（ii）活動に対する費用を分けて算出します。

（i）運営に係る補助【新設】

会議や訓練、資料作成等、組織を運営していくための費用を、防災訓練・ながら防災訓練・図上訓練の実施、避難所運営委員会へ参加した場合に年度内に1回、世帯数に合わせ定額を補助します。

世帯数	補助額	世帯数	補助額	世帯数	補助額
～50	5,000	201～250	25,000	401～450	45,000
51～100	10,000	251～300	30,000	451～	50,000
101～150	15,000	301～350	35,000		
151～200	20,000	351～400	40,000		

（ii）活動に係る補助

活動に係る補助は、これまでの自主防災組織構成世帯数に乗じて交付していたが、訓練参加人数に乗じて交付するよう積算方法を改めます。

ア）防災訓練【変更】

初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導又は被災者支援の防災訓練のうち、3種類以上の訓練を実施した場合に250円、2種類以下は200円を基本額とし、参加人数を乗じて補助金を交付します。

- ・ 3種類以上実施 250円×訓練参加人数
- ・ 2種類以下実施 200円×訓練参加人数

イ）ながら防災訓練【新規】

防災訓練とは別に、自治会行事（総会、環境美化、運動会等）に併せて、安否確認訓練・避難誘導訓練等を実施した場合に、訓練に参加した人数に100円を乗じて補助金を交付します。

ウ）図上訓練（HUG・DIG等）【新規】

自治会等・自主防災組織・避難所運営委員会の各組織でHUG・DIG等の図上訓を実施した場合に、訓練に参加した人数に300円を乗じて補助金を交付します。

エ）避難所運営委員会への参加【新規】

災害に備え発災前に避難所運営委員会を組織し、避難所単位で避難所運営に関する協議、訓練等を実施した場合に、参加した人数に250円を乗じて補助金を交付します。

④補助要件

(i) 運営に係る補助

訓練の実施回数に制限ないが、防災訓練・ながら防災訓練・図上訓練の実施、避難所運営委員会へ参加した場合に、自主防災組織の運営費として年度内1回のみ補助金を交付します。

(ii) 活動に係る補助

防災訓練、ながら防災訓練を実施した場合に、各訓練とも年度内1回のみ補助金を交付します。

図上訓練の実施及び、避難所運営委員会へ参加した場合に、参加者の数に応じて補助金を交付します（年度内に複数回の補助も可能）。

⑤現行の補助制度と見直し案の比較（コロナ禍前の平成30年度平均訓練参加率：約4割）

防災訓練とながら防災訓練を実施し、自治会構成世帯数の概ね4割以上の人数が参加した場合、現行制度の補助額を上回ります。

(i) 防災訓練のみ実施した場合

		50世帯	100世帯	150世帯	300世帯	451世帯
現行制度		12,500円	25,250円	37,500円	75,000円	125,000円
見直し案	①訓練3割参加	8,750円	17,500円	26,250円	52,500円	83,750円
	②訓練4割参加	10,000円	20,000円	30,000円	60,000円	95,000円
	③訓練5割参加	11,250円	22,500円	33,750円	67,500円	106,250円

(ii) 防災訓練とながら防災訓練を実施した場合

		50世帯	100世帯	150世帯	300世帯	451世帯
現行制度		12,500円	25,250円	37,500円	75,000円	125,000円
見直し案	①訓練3割参加	10,250円	20,500円	30,750円	61,500円	97,250円
	②訓練4割参加	12,000円	24,000円	36,000円	72,000円	113,000円
	③訓練5割参加	13,750円	27,500円	41,250円	82,500円	128,750円

(iii) ながら防災訓練のみ実施

現在の制度		50世帯	100世帯	150世帯	300世帯	451世帯
現行制度		0円	0円	0円	0円	0円
見直し案	①訓練3割参加	6,500円	13,000円	19,500円	39,000円	63,500円
	②訓練4割参加	7,000円	14,000円	21,000円	42,000円	68,000円
	③訓練5割参加	7,500円	15,000円	22,500円	45,000円	72,500円